

「元気なふるさと・<sup>ゆーとぴあ</sup>雄湯郷づくり県民運動」  
顕彰事業実施要綱

(目 的)

第1 地域に住む人たちの自主的・主体的な地域活動を「元気なふるさと・雄湯郷づくり県民運動」として推進するため、現に県民運動に取り組んでいる者を表彰するとともに、県民運動に対する機運醸成を図ることを目的とする。

(表彰対象)

第2 表彰する対象は、管内にある団体・個人で次の要件を満たす者とする。

- (1) 地域において地域のための活動に継続的に取り組んでいること。
- (2) その活動が、今後も地域で広がることが見込まれるとともに、他の模範となっていること。

(募 集)

第3 第2に該当し、表彰を受けようとする者は自ら別紙推薦書を提出するものとする。  
また、地域振興局長は市町村又は関係団体等に対し、表彰対象者の推薦を依頼することができる。

(受賞者の決定)

第4 受賞者の決定は、次により行う。

地域振興局長は、地域振興局・市町村等で構成する選考委員会を設置し、受賞者を決定する。

(表 彰)

第5 地域振興局長は、受賞者に対して表彰状を授与する。

(受賞者の協力)

第6 受賞者は、自らの活動に関する積極的な情報提供や他団体への支援を通して、県民運動の普及・推進に協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月14日から施行する。